

8月15日は 終戦記念日

平和を祈念し、
正午に黙とうを

この日、日本武道館において、全国戦没者追悼式が執り行われます。

町でも式当日の正午にサイレンを鳴らしますので、その場で一分間の黙とうを行い、哀悼の誠を捧げましょう。

戦没者の遺族のみなさまへ

第8回特別弔慰金の
請求受付のお知らせ
平成20年3月31日まで

戦没者の遺族の方々にに対し、国の弔意を表すため、戦後60周年を迎えた昨年より、特別弔慰金の支給を行っております。

今回の特別弔慰金の対象となるのは、平成17年4月1日現在、戦没者に対し、援護法に基づく遺族年金などを受ける方がいない遺族です。

次に掲げる遺族のうち、その順位に従って最も順位が先の方お一人に、40万円の国庫債券が

支給され、年間4万円ずつ償還されます。(同順位の方が複数いるときは、お一人を選定して請求いただきます)

●順位

一、平成17年4月1日までに弔慰金(遺族国庫債券)を受けた方

二、戦没者の子

三、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹であって、戦没者の死亡当時、戦没者同一生計関係にあつた方で、養子縁組や婚姻により姓が変わっていない方

四、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹であつて、戦没者の死亡当時、戦没者同一生計関係になかつた方や同一生計関係にあつても養子縁組や婚姻により姓が変わつた方

五、戦没者と三親等以内の親族(叔父叔母・甥姪など)のうち、戦没者の死亡時まで一年以上同一生計にあつた方

●請求期限

平成20年3月31日まで

特別弔慰金の申請を されたみなさまへ

特別弔慰金の支給決定まで多くの時間を要しております。すでに申請いただいた方に対し、町では決定となり次第、連絡いたしております。

◆問い合わせ

健康福祉課 ☎72-6934

恩給欠格者・ 引揚者のみなさまへ

独立行政法人平和祈念特別基金では、次の方々に内閣総理大臣名の書状等を贈呈しています。

○旧軍人等で恩給を受けていない恩給欠格者の方。

○終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてこられた方。

なお、資格要件など、詳しくは独立行政法人平和祈念事業特別基金までお問い合わせください。

☎0120-1234-9333

ホームページアドレス
<http://www.heiwa.go.jp>

「品目横断的経営安定対策」 加入手続きが始まります

「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」(いわゆる担い手経営安定新法)が、平成18年6月14日成立しました。

この法律は、これまでのような全ての農業者を一律的に対象とし品目毎の価格に着目して講じてきた対策を見直し、19年産から担い手に対象を絞り、その経営全体の安定を図る施策(品目横断的経営安定対策)に転換するものです。

不動産・商業登記の オンライン申請開始

福島地方務局郡山支局では、平成18年7月24日から不動産・商業・法人登記についてオンライン登記申請に関する事務を取り扱うことになりました。

これにより従来の取り扱いが次のように変わります。

●不動産、商業・法人登記の申請をインターネットを利用して行うことが可能になります。

●登記事項証明書、印鑑証明書の申請がインターネットを利用して可能になります。

●従来の書面による登記申請も引き続き可能です。詳しくは福島地方務局郡山支局(☎024-922-5624)へお問い合わせください。

水道水水質検査 結果について

6月に実施した水質検査結果は、表のとおりです。

試験項目	水質基準	試験結果
一般細菌	100CFU/ml以下	0CFU/ml
大腸菌	検出されないこと	検出せず
塩化物イオン	200mg/l以下	9.9mg/l
ジェオスミン	0.00001mg/l以下	<0.00001mg/l
2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	<0.00001mg/l
有機物(TOC)	5mg/l以下	0.9mg/l
pH値	5.8~8.6	7.1
味	異常でないこと	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし
色度	5度以下	<1度
濁度	2度以下	<0.1度

◆問い合わせ
地域整備課 ☎72-6936